

原議保存期間	5年(令和8年3月31日まで)
有効期間	一種(令和8年3月31日まで)

各管区警察局長
警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)

警察庁丁運発第233号
令和2年12月23日
警察庁交通局運転免許課長

警察大学校交通教養部長
科学警察研究所交通科学部長
各方面本部長

主治医の診断書の様式のモデルについて(通達)

現在、「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)等を踏まえ、政府を挙げて、国民や事業者等に対する押印又は署名(以下「押印等」という。)を必要とする規制の見直しを行うこととされている。そのため、今般「主治医の診断書の様式のモデルについて」(平成29年7月31日付け警察庁丁運発第110号。以下「旧通達」という。)においても、申請書等の押印等を廃止するなどの改正を行うこととしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

- 別添1 法第90条第1項第1号の2及び法第103条第1項第1号の2に係る主治医の診断書様式
- 別添2 令第33条の2の3第1項、同第3項第1号及び同第3項第3号に掲げる病気のうち精神障害に係るものに係る主治医の診断書様式
- 別添3 令第33条の2の3第2項第2号に掲げる病気のうち反射性(神経調節性)失神に係るものに係る主治医の診断書様式
- 別添4 令第33条の2の3第2項第2号に掲げる病気のうち不整脈を原因とする失神(植込み型除細動器を植え込んでいる者に限る。)に係るものに係る主治医の診断書様式

参考資料1 別添1の記載ガイドライン

参考資料2 別添2の記載に関連するガイドライン

【本件担当】

警察庁交通局運転免許課高齢運転者等支援係
係長 菊地技官(800-5328)

P-WAN P200000437@national.police.jp

別添 3

(再発性の失神・反射性(神経調節性)失神関係)

診 断 書

(公安委員会提出用)

1 氏 名						男・女
生年月日	T・S・H		年	月	日	(歳)
住 所						
2 医学的診断						
○ 病 名						
○ 総合所見(現病歴、現症状、重症度、治療経過、治療状況等)						

3 現時点での病状(改善の見込み等)についての意見						
過去5年以内に反射性(神経調節性)失神で意識を失ったことがあるが						
(1) 発作のおそれの観点から「運転を控えるべき」とはいえない。(A)						
(2) 6月以内[若しくは6月より短期間(ヶ月間)]に「(A)」と診断できることが見込まれる。						
(3) 上記(1)又は(2)のいずれにも該当しない。						
4 その他特記すべき事項						

担当医として以上のとおり診断する。

年 月 日

病院又は診療所等の名称・所在地(電話番号)

担当診療科名

担当医氏名

(再発性の失神・不整脈を原因とする失神（植込み型除細動器を植えている者）関係)

診 断 書

(公安委員会提出用)

1	氏 名					男・女
	生年月日	T・S・H	年	月	日	(歳)
	住 所					

2 医学的診断

病 名

総合所見（現病歴、現症状、重症度、治療経過、治療状況等）

3 現時点での病状（改善の見込み等）についての意見

(1) 除細動器植え込み前後に意識を失ったことがなく、一次予防（植え込み前に心室頻拍・心室細動やそれによる意識消失の既往のない予防的植込み）目的の場合

ア 植え込み後7日以上経過しておりその間、意識を失ったことも除細動器の作動もなく、不整脈発作の観点から、運転を控えるべきとはいえない。

イ 植え込み後7日を経過していないが、__日以内にアと診断できることが見込まれる。

(2) 除細動器植え込み後に意識を失ったことがある場合

ア 植え込み後6ヶ月を経過しており、過去3ヶ月以内に除細動器の適切作動もなく、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。

イ 意識を失ったのは不整脈以外が原因（ ）であり、この原因については、治療、除細動器の調整等により回復したため、不整脈発作のおそれの観点から運転を控えるべきとはいえない。

ウ 植え込み後6ヶ月を経過していないが、植え込み目的が一次予防であり、過去3ヶ月以内に除細動器の適切作動もなく、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。

エ 意識を失ったのは不整脈が原因であり、治療によりその原因が改善されたため、6ヶ月以内（ ヶ月以内）にアと診断できることが見込まれる。

オ 意識を失ったのは不整脈以外が原因（ ）であり、その原因については、治療、除細動器の調整等により回復し、6ヶ月以内（ ヶ月以内）にイと診断できることが見込まれる。

カ 意識を失ったのは不整脈が原因であり、治療によりその原因が改善されたため、6ヶ月以内（ ヶ月以内）にウと診断できることが見込まれる。

キ 上記アからカのいずれにも該当しない。

(3) 除細動器植え込み後に意識を失ったことがない場合

ア 植え込み後6ヶ月を経過しており、過去3ヶ月以内に除細動器の適切作動もなく、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。

イ 除細動器の不適切作動（誤作動）を認めたが、この原因については治療により回復したため不整脈発作のおそれの観点から運転を控えるべきとはいえない。

ウ 植え込み後6ヶ月を経過していないが、__ヶ月以内にアと診断できることが見込まれる。

エ 不整脈発作が生じ除細動器の作動があるが、6ヶ月以内（ ヶ月間）にアと診断できることが見込まれる。

オ 除細動器の不適切作動（誤作動）があり、その原因が改善されたため、6ヶ月以内（ヶ月）にイと診断できることが見込まれる。

カ 上記アからオのいずれかにも該当しない。

(4) 電池消耗、故障等により除細動器の本体、リード線の双方又はいずれかの交換を行った場合

ア 電池消耗、故障等により除細動器の本体、リード線の双方又はいずれかの交換を行ったが、7日以上経過しておりその間、意識を失ったことも除細動器の作動もなく、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。

イ 電池消耗、故障等により除細動器の本体、リード線の双方又はいずれかの交換を行ったが、7日以内（日以内）にアと診断できることが見込まれる。

4 その他特記すべき事項

主治医又は専門医として以上のとおり診断する。

年 月 日

病院名・所在地（電話番号）

担当診療科名

担当医氏名